



2025 年 8 月 19 日

3058555 茨城県つくば市研究学園 1 丁目 1 番地 1
つくば市役所本庁舎 6 階 つくば市議会局議会総務課
陳情受付窓口 ご担当者様

つくば市議会 黒田健祐 議長

小中学生に稼がせた金で
学校備品や消耗品の購入をやめさせ
暫定的措置として学校職員に現金取扱いを
全面的に禁止することを求める陳情書

陳情者 住所： ██████████ 茨城県つくば市
██████████
氏名： ██████████
連絡先 ██████████

第 1 陳情事項

市政の腐敗を食い止め、市民を守るため、未成年者を不当な搾取から保護し、真に健全な教育環境を守るため、

1. 小中学生にお金を稼がせた上取り上げ、判断力の未熟さを利用して学校備品や消耗品などに費やす不正会計を全面的に禁止し、刑事告訴を視野に入れた調査の実施。

2. 未成年者らを守る法律を教育できず、市が負担する学校経費に流用することがおかしいと思えない学校職員に「つくば市は児童・生徒ではありません。日本は法治国家です。守らなければならない法律というものがあります」という所からやさしい日本語で再教育。
3. 法令遵守の徹底が確認されるまでは学校職員による現金預かりおよび直接現金精算などの現金取扱いを全面禁止。
4. 公施設経費の勝手な私費精算について度々通報を受けるなど、校長に正常な判断力が無いか、文字や文章が読めても内容が理解できない等の業務に支障がある可能性を思わせる通報が再三ありながら、適切な配置転換をしない理由について、市議会でも教育長に説明させ、その全文を市民に公開。
5. 到底、公教育とは呼べない「学校に現金を集める行為は素晴らしい」という地方自治法違反(勝手な私費精算)を奨励する教育を、児童・生徒・保護者に行っていないか市内公立小中全校の調査実施。
6. 学校教育法・地方財政法・地方自治法に従わず、公費負担区分の私費精算が学校内で勝手に行われていないか市内全校監査実施。
7. 寄付採納および備品登録されていない私費設備がどれだけあるか市内全校調査実施。
8. 法令に従うことなく恣意的につくば市が管理不全に陥るように積極的な事務的不作為や違法な会計を画策する校長(刑法 233 条：偽計業務妨害罪または刑法 193 条：職権濫用罪)の刑事告発を視野に入れた全校監査実施。
9. 各学校が公費負担区分の私費精算を行っていないか、市教委による年 1 回の監査および指導の徹底

10. 問題が発覚することを恐れ隠蔽することが職務ではなく、的確に判断し、非難や評価を恐れず「問題解決」に必要な行動ができた職員を正当に評価し、より良いつくば市であるために尽力・貢献した事案を周知し、不正告発を行おうとする職員を委縮させない環境づくりに積極的かつ具体的な施策を市政として示す事。

以上、10件について実施検討をお願い申し上げます。
最低でも過去3年は遡っての監査が望ましいと考えます。

第2 陳情趣旨

2025年6月16日、17:00～吾妻小学校ではホタル池祭りが開催されました。部活動の時間に、来場する子供たちにスライムを作る話を聞いた吾妻中学校生徒が集合場所に到着すると、見知らぬ男性に「全てホタル池に使うから」という理由で子供たちから金を取り、その金を渡すよう要求・指示される事件が起きました。

翌日、部活動顧問の[]先生に生徒が確認したところ、吾妻学園として実施しており、「材料費を回収する必要があった」と説明を受けました。

学校が預かれる現金は生徒に帰属する現金だけであり、材料費を回収する必要があったということは、目的外に消費し、バレないように戻す必要があったお金ということになります。横領罪の可能性が出てきました。

6月17日7:59に吾妻小学校へ電話しました。校長は朝の挨拶運動で忙しいとのことで、[]教頭が対応しました。[]教頭は「ホタル池に使うために集めている現金」と言いました。そして、学校経費を勝手に私費精算しているということか追及を受け、「関係機関に相談しないと回答して良いかも分からない」と攪乱に及びました。

「学び推進課ですか。具体的に機関の名称を教えてください。私も通報します」と尋ねましたが、相談すべき機関も答えられませんでした。本当に機関でしょうか。

2025年6月19日、吾妻中学校およびつくば市教育局学び推進課に不審者情報を提供(添付証拠1)しました。2週間過ぎても回答が無かった為、7月8日にも連絡したところ、7月10日に回答(添付証拠2)が得られました。

子供から金を取り渡せと要求・指示した男性は小学校職員で、お金は持ち去られていないから安心しろという驚くべき内容でした。つくば市では学校職員であれば現金を要求してよく、紛失していないならお金は吾妻小学校にあるのです。学校が受け取っています。どこら辺に安心できる要素があるのでしょうか。

地方自治法第210条(総計予算主義の原則)において、一会計年度における一切の収入および支出はすべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと定められています。

同法第235条の4(現金及び有価証券の保管)では、地方公共団体の所有に属さない現金の保管自体を禁止しています。現金を受領するなら速やかに市の予算に編入して公金化してから歳出しなければなりません。

未成年者を経済的搾取から守る為に児童福祉法も存在しますが、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に引き渡す行為を禁じる第34条に抵触していると思います。

児童福祉法をギリギリ避ける説明で逃れようとしていることは分かります。そもそも、吾妻学園の法令ギリギリを攻める考えが教職員としてどうかと思います。

同法同条で15歳に満たない児童に遊芸を業務とさせる行為も禁じられています。遊芸は幅が広く、文芸や学問的なものや、珍しいものを見せたり、演奏、演劇など、楽しませる目的で行われる出し物です。参加型クイズ大会でお金を取っても該当すると考えます。

本件でも、作ったものを販売したというより、来場者を楽しませるためにスライムづくり体験を手伝う作業があったそうです。子供たちが自分達で考えて自分の為に稼いだというより、学校経費の私費精算資金を集めるために児童らを利用しようと誘導したわけですよ、生徒の委員会活動として。

こういう未成年者の経済的搾取を企む輩が跡を絶たないから、親権者でも未成年者の賃金を代わって受け取ってはならないと労働基準法第 59 条で定められているのです。

未成年者の判断力の未熟さを利用して財産的利益を提供させたり、他者に財産的利益を与えさせる行為は準詐欺罪(刑法 248 条)に抵触していると考えます。

しかし、学び推進課が指導したのは「より綿密な連携が必要だったこと」なのです。もっとバレないように口裏合わせて児童・生徒を騙しなさいという指導でしょうか。到底、改善が見込めないわけですね。

労働基準法第 60 条では修学時間を含めて 1 日 7 時間を超えて労働させてはならないと定められておりますが、ホタル池祭り開催のチラシ(添付証拠 3)にも記載の通り、19:30 まで作業をさせたわけですね。学校の始業時間から 12 時間近く経過していると思います。参加した児童は全員学校を欠席したのでしょうか。

こういった未成年者を守るための法の履行確保を図り、使用者に法令の周知義務があり、労働者自身へも周知が図られています。児童の使用許可にかかる教職員および生徒および保護者に対する周知を担っているのは、卒業後就労する進路もある「中学校の校長」を指導する者(教育委員会組織内)である筈ですが、学校職員への指導を担っているのは学び推進課ではありませんか。

2025 年 6 月 18 日、「ホタル池のために使用する目的として販売などをし、得た現金の合計明細、台帳の全て。預金として保管されていたら表紙を含む通帳の写し」を開示請求(添付証拠 4)しました。

7 月 3 日の時点では、会計書類は無いけれど通帳の写しが出る予定(添付証拠 5)でした。「通帳があった」以外の理由がありません。公費に準じる扱いを指導されながら会計書類が存在しない時点で酷いものですが、金融機関の通帳は存在していました。

ところが 8 月 8 日、通帳が消えました(添付証拠 6)。子供たちはホタルの為に働いてお金を得ました。子供たちがホタルの為に使われると信じた結果が、看板(学校所有備品)55,000 円、画用紙(消耗教材費または学校経費)6 枚 101 円、使途不明の画用紙 100 枚 1400 円です。

そうですね、ホタルの生息には画用紙が欠かせませんね？

ふざけすぎじゃないですか。何処が「科学のまち」なんですか。あの手この手で児童・生徒から金を巻き上げるのが学校だということに関してだけは異常に教育熱心ですね。

子供たちが書いたメニュー表(添付証拠 7)を見てください。丁度、6枚。全てに「全額ホタル池の環境整備にあてます」と書かれています。涙で滲んで読めないくらい、ホタルの為に何かしたいという真っ直ぐな気持ちが伝わってきます。

面白いですか、純粋な子供たちを手玉に取って。

吾妻小学校が広報した内容(添付証拠 8)を確認していきます。1枚目では吾妻小学校が生徒に現金を集めさせる取り組みを「ルールメイキング」とし、児童の自主活動だからと、児童による学校への現金提供を推奨しています。

2枚目にも「ホタル池整備にあてる」と明記されています。参加職員はホタル池プロジェクトメンバーです。池の整備とは、池の環境を良好に保つ為の水質管理・底質改善・外来種の駆除・植生管理などを指します。ホタル池に限って言えば、池をホタルの生息に適した環境にする作業にあてる為の費用にあてる筈でした。

3枚目、スライムの収益は環境整備費として有効に使いますと明記されています。池の清掃などに使われた会計書類は存在しません。

4枚目では、売り上げは5万円を超え、募金してくれた人もいたと書かれています。

5枚目では、ホタル池の為に児童が学校へ現金提供する仕組み(ルールメイキング)が学校生活の大事なことで、学校全体の取り組みになりつつあることが書かれています。

6枚目、昨年度の収益は合計 56,501 円になった報告があります。吾妻小学校から開示された領収証の合計はキッチリ 56,501 円分です。そして通帳が消え、会計書類も存在しないので、今年度の収益が忽然と消えたわけです。口座を解約して残りの現金を隠したのでしょうか。学び推進課の「お金は紛失していない」という回答が正しいければ、地方自治法に違反して吾妻小学校が保有している筈ですが。

7 枚目、イラストの看板を制作。生徒に帰属する消耗教材費とは呼べない使途であり、児童・生徒の収入は**学校所有物に消費**されました。「子供たちに任せている」という、子供のやる事だから良いよね？という言い訳です。

やった人が学校職員なら安心なのですか。学校職員だったら何をして問題ない？そうやって全国的に問題になっていることがまだ分かりませんか。都合が悪くなると子供のせい、保護者のせい。クレーム対応に忙しくて本来の業務ができない？学校が**違法行為と欺罔・攪乱・もみ消しばかりしているから**ではないのですか。

こういう輩が跡を絶たないから、寄付の不当な勧誘の防止に関する法律などが次々に立法されていきます。

法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律(添付証拠 9)では、法人ではない社団も含まれます。具体的に一例を挙げると PTA です。ホタル池祭り開催時間から見ても、業務時間外です。であれば、教職員らも任意団体の活動として参加したでしょう。しかし、「吾妻学園として行っている」とは、吾妻小学校も吾妻中学校も認めました。

第 2 条で寄付の定義が「個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為」と定められていますが、**無償労働も財産上の利益と言える**でしょう。

この法律は**寄付であることの認識を有耶無耶にして適切な判断が困難な状態で勧誘・誘導を禁じる**ものです。使途を誤認させない、好意的な感情を利用して寄附をしなければならぬと思わせてはいけない、寄付をしなければ将来生じる不利益を避けられないと告げ任意決定を妨げる等が該当します。

吾妻学園は小学生に募金や寄付を集めさせる行為を推奨し、入学まもなくから昇降口でお金を集めさせるなど、学校にお金を持ってこさせる行為が異常でした。

何度も指摘受けましたよね。卒業して**通報する人がいなくなったから、再びやりたい放題、子供たちにお金を集めさせている**のですね。吾妻学園は本当に学校でしょうか。任意団体としての活動が学校業務より忙しくて仕方ないようにしか思えませんが。

念の為、吾妻小学校からも寄附受領手続きについての書類(添付証拠 10)を保有しているか確認しました。ありました。吾妻小学校の校長らは知らなくてやってしまったわけではない事が明らかです。

吾妻小学校には学校を拠点として活動している任意保護者団体が複数存在しますが、校長は学校施設使用許可にあたり、どの団体においても団体の活動に問題がないかは全く確認していない(添付証拠 11)そうです。

つくば市教育委員会事務局(教育局)教育総務課は、このような法令違反(市に属しない現金の学校直接受領・違法私費精算)はつくば市全体だと回答(添付証拠 12)しています。学校職員がそんなに直接運営管理に積極的ならば、職員団体に学校法人を設立するなど、違法ではない体制で運営するよう呼びかけ、詐欺師のような真似ばかりしなくて良いと、吾妻小学校の売却を検討して良いと考えます。

それだけ積極的に資金を募って運営したい団体ですし、
つくば市長は公有地売却益で 40 億円を超える利益を出すほど、売却交渉に自信のある方ですから、売却益でつくば市が管理する公教育施設を建て直す手段も含めて、子供たちの教育環境から違法行為を取り除き、本来目指すべき子供たちが安心して学び過ごせる学校の設置を皆さんで考えていただけたらと思い、陳情を認めるに至りました。

一市民として、純粋にホタルを守りたいと思う子供たちに向かって、「ホタルの生息に必要なものは画用紙だ」なんて、どれだけ酔ってふざけても言えません。学校がこんな状態で子供たちに「未来の地域の担い手になるんだよ」なんて言えません。

第 3 添付証拠書類

計 29 枚、添付しました。

以上

送信者:

受信者: つくば市教育局 学び推進課 <edc020@city.tsukuba.lg.jp>

日付: Tue, 08 Jul 2025 00:34:22

件名: Fwd: 不審者情報提供

読 1 1/2

===== メール無害化システム情報 =====

メールの返信、転送時にはメール無害化システム情報を削除してください。

学び推進課 御中

2週間過ぎましたが回答ありません。ホタル池祭の件だけでも早急にご回答いただけますか？

From:

Date: 2025年6月19日(木) 20:21

Subject: Fwd: 不審者情報提供

To: つくば市教育局 学び推進課 <edc020@city.tsukuba.lg.jp>

学び推進課 御中

吾妻小学校で発生した不審者情報を吾妻中学校にも通報しました。吾妻小学校 教頭は機関に相談しないと回答して良いかも分からないそうなので、私から通報します。

もう教育局が通報した方が良さそうですよ。本件について言い逃れするのか、指導・処分するのか学び推進課の対応をご回答ください。教育総務課にも聞いたほうが良いと思います。お返事は2週間待ちますが、管轄の外部機関に通報はします。

教育長にもよろしくお伝え下さい。

From:

Date: 2025年6月19日(木) 19:54

Subject: 不審者情報提供

To:

校長
先生
学年主任
担任

この写しは、個人情報
自己開示により交付さ
れた物であつて、複製

部活動の時間にホタル池祭でスライム作りをする話を聞いた生徒らが部活動だと信じ参加しましたが、顧問教師は不在で、濃い紺色の半袖開襟シャツの中年男性(30~50代)、中肉中背、四角いレンズのメガネの男性が作業台で待っており、「全てホタル池に使うから」という理由でスライム作りを体験した来場者から金を取るよう要求・指示されました。

生徒らは子供から金を取るとは説明を受けておらず、顧問教師の不在で確認できる大人がおらず、沢山の大人が来場・PTAも作業していたにもかかわらず助けてくれる人がおらず、さも当然のように知らない不審者男性に指示され困惑したが、顧問教師が来たら確認しようと、一先ずその不審な男性に従う事にしたそうです。

結局、最後まで顧問教師は来ず、翌日顧問教師に事情を聞いたら、部活動ではなく吾妻学園として行っている、材料費を回収する必要があったと生徒に説明。学校は生徒の消耗教材費以外の現金を預かれず、運営経費等は公費精算となる為、預り金を流用した事になる為、横領罪の可能性が高いです。

また、未成年者の判断力の未熟さを利用して義務の無いことをさせ、その利益(現金等)を得たり、他人に得させたりする行為は刑法248条準詐欺罪に該当すると思われます。

学校は直接現金を受領する事ができません。つくば市の施設である為、市の施設(ホタル池)にかかわる経費として現金を集めた場合、学校からは寄附受領証明書が発行できないからです。市に属しない現金の保管自体が禁じられているので現金を受領する場合は速やかに市の予算に歳入しなければならず、寄付者の住民税請求額が変わってしまうので、教育局教育総務課も学校が直接現金を受領することを禁止しています。しかし、吾妻小学校教頭も、ホタル池に使う為に集めている現金と回答しています。小学校教師が命令した場合、職権乱用罪だと思います。

学校は寄付を受領する前に市長の承認を得る必要があります、先に受領する事はできません。つまり、ホタル池の為に寄付がしたい他人の活動資金を集める為の作業要求・指示であり、義務の無い金銭の受取りをさせられ、その現金を不審者男性に渡すよう求められ、現金はその不審者男性が持ち去ったそうです。保護者団体等の任意団体には、子供たちに命令したり支配下に置く権利も能力もありません。

客観的には、見知らぬ不審男性に命じられ、生徒らは金を稼がされて、不審者男性がその現金全てを取り上げ、持ち去りました。吾妻小学校敷地内で起きました。普通に事件です。

吾妻小学校教頭は関係機関に相談しないと回答して良いかも分からない等と、要件を記録し求められた形で回答するよう定められた危機管理マニュアルにも従わず、揉み消しに徹しました。「学び推進課ですか?具体的に機関の名称を教えてください」との質問にも言葉を濁し回答出来なかった事から、吾妻小学校がどの自治体に属しているのかも理解していないか、PTA等の任意団体をさも公的機関かのように見せかける欺罔に及んだとみています。

本当に反省しようとか、本当に改善しよう、法律を守り子供も守れる学校であろうという精神は全く無いんですね、吾妻学園は。全く変わって無くて非常にガッカリしました。

貴校から警察に通報し、注意喚起したらどうですか?吾妻学園が相談できる機関は市教委・県教委・警察くらいだと思いますが、希望機関があれば仰ってください。私も通報しますので。

校長がさも真実そうに教師全員訴えられるからみんなで隠蔽しましょうと言ってきたら警察に行った方が良くと思います。

校長・教頭・学校事務は指導や研修を受けているので知らなかったは通りませんが、校長らに騙されて共犯にされそうになっているなら錯誤させられている状態なので、錯誤させた校長が悪いだけです。

証 1 2/2

自己開示
れを物であ

送信者: つくば市 学び推進課 <edc020@city.tsukuba.lg.jp>

受信者: [REDACTED]

日付: Thu, 10 Jul 2025 18:51:50

件名: Re: 【つくば市】ホームページからのお問い合わせ
(6/5) へのご回答

[REDACTED] 様

回答が遅れまして、大変ご迷惑をおかけしました。
以下の内容につきまして、学び推進課からの回答をお送りいたします。
よろしくお願いいたします。

①6/19 (木) のメールでのホタル池祭りでの不審者についてのご回答

吾妻小学校のホタル池まつりにつきまして、ご心配をおかけいたしました。
本件につきましては、吾妻小学校にも状況を確認いたしました。
[REDACTED] 様が不審人物ではないかと疑われた人物は、小学校職員の可能性が高いことが分かりました。
お金が紛失した事実はなく、お金は持ち去られてはおりませんのでご安心ください。
吾妻学園に対しましては、この件につきまして、中学生の参加のしかた等について吾妻中学校側から丁寧な説明が必要であったこと、また、吾妻小学校においても、チラシやポスター、ホームページ等でイベントの趣旨や目的等について告知していたものの、吾妻学園内でのより綿密な連携が必要であったことを指導いたしました。

②6/25 (水) のメールでの質問 1, 2, 3 へのご回答

【質問 1】

合唱祭は学校行事ではありませんか？学校行事でないなら任意参加となり、授業で練習など全員参加させる事が出来ない行事のはずです。学校経費は公費で歳出しなければなりません。生徒が招聘した講師でもありません。学校運営にかかわる人件費は公費で歳出しなければなりません。が、何故生徒に合唱祭招聘者の弁当代や煎餅代や謝礼金の支払い義務があるのですか？生徒に支払い義務があるのは消耗教材費が所属する部活動にかかわる個人経費だけです。ご回答ください。

【回答 1】

学校行事である合唱祭にかかる講師謝金につきましては、専門家による講義を受ける体験が生徒個人に還元されることから私費負担できるという考え方もあり得るものの、講義が学校行事として行われたことから公費負担することが適当な経費であると考えます。

【質問 2】 [REDACTED] つくば市長が援助費は受益者負担に基づく教育活動費と公式回答しています。援助費が任意の寄付金で間違いないなら、つくば市長が虚偽回答し寄付金強制徴収に加担したという事で間違いないですか？有印虚偽公文書作成罪および行使罪に問えるので、必ずご回答ください。

【回答 2】

援助費につきましては、前回の学び推進課からの [REDACTED] 様への回答メール文内で次のように回答いたしました。「吾妻中学校の援助費は、先述の自発的な寄付として扱うべきと考えられます。」

しかし、援助費につきましては、令和 5 年 10 月 10 日の市長からの回答のとおり、「学校教育活動上必要となる経費として、受益者負担の考えに基づいて児童生徒及び保護者から徴収する経費である学校徴収金の一部である。」との捉え方が正しい理解です。

大変申し訳ありませんでした。

このメールは、個人情報の
自己開示により交付さ
れた物である。つくば市

吾妻小ホタル祭り 今年も開催します！

1/1

③

児童が育てたゲンジボタルの鑑賞会を実施します！

開催日時：2025年6月16～18日（17:00～19:30）

※ホタルは遅い時間ほどよく光ります。

開催場所：ホタル池わきの職員室校庭側出入口付近

有志児童によるホタルの解説、ホタルスライム販売、はっぱのおうちによる古書販売なども実施予定です。

校内への出入りは、駐車場の保育所側出入口をご利用ください。（徒歩でお越しください）

（校舎脇をお通りいただく際は、足元が悪いので懐中電灯をご使用ください）

安全面を考慮して必ず保護者同伴でご来場ください。

吾妻小学校ホタル池・環境チーム（チーフ

おやじの会（ホタルまつり担当）

← 吾妻中PTA

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

A5 会長
A6 会計
A7 議長

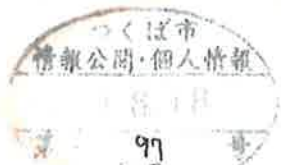


1/1

行政文書開示請求書		2025年6月18日
実施機関 宛て		茨城県つくば市
	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	(法人その他の団体にあっては、代表者の氏名)	
	電話番号	
つくば市情報公開条例第3条の規定により、次のとおり請求します。		
請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	吾妻学園として実施は「吾妻小ホタル祭」でホタル池のために使用の目的として販売などし、得た現金の会計明細、台帳等の全て。現金として保管していたら、通帳の出納記録の写しと通帳表紙を含む。R6およびR7年度の。	
求める開示の実施の方法 □にレ印を付してください。	1 文書又は図画の場合 ☐ 閲覧 ☒ 写しの交付 2 電磁的記録の場合 ☐ 閲覧（印刷物として出力したもの） ☐ 専用機器により再生したものの聴取、視聴又は閲覧 ☒ 用紙に出力したものの交付 ☐ 複写物による写しの交付	
写し等の交付方法 ☐ 事務所での交付 ☒ 送付による交付		

（太枠内のみ記入してください。）

受付年月日及び受付番号	決定期限	令和 7年 (2025年) 7月 3 日
	担当課	教育局 つくば市立吾妻小学校 課 電話番号 029-851-7101



2025.6.27 F-R1巻.

様式第5号（第6条関係）

決定期間延長通知書

7つくば吾小第26号
令和7年（2025年）7月3日

様

つくば市教育委員会教育長

令和7年（2025年）6月18日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

行政文書の名称	通帳出納記録の写し、通帳表紙
つくば市情報公開条例 第10条第1項の期間	令和7年（2025年）6月18日 から 令和7年（2025年）7月3日（15日間） まで
延長後の期間	令和7年（2025年）6月18日 から （60日間） ※令和7年（2025年）7月4日から 8月17日まで延長 令和7年（2025年）8月17日 まで
延長の理由	開示請求の内容について、一度に、多くの種類の開示請求があり、 開示・不開示の整理、準備等をするために相当の日数を要するため
担当課	つくば市立吾妻小学校 電話番号 029-851-7101

2025.7.9 受付

1/2

97

様式第3号（第6条関係）

行政文書部分開示決定通知書

つくば市小第35号

令和7年（2025年）8月8日

様

証 6

つくば市教育委員会教育長

令和7年（2025年）6月18日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	ホテル池看板代の領収書、用紙代の請求書・領収書		
開示することができない部分の概要及びその理由	部分の概要	・ 個人の印影 ・ 法人の印影及び振込先口座	
	理 由	つくば市情報公開条例第5条第1号該当特定の個人を識別できる情報のため つくば市情報公開条例第5条第3号該当法人の印影を開示することにより、印影の偽造に悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。また、法人の振込先口座は、当該法人の内部管理情報であるため	
開示の実施の方法	写しの交付（送付による交付）		
開示を実施することができる日時及び場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場 所		
担当課	つくば市立吾妻小学校 電話番号 029-851-7101		

（注）1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

（審査請求に係る教示）

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2025. 8. 15 FRI 窓口受取

領 収 証

1 / 年 2 月 5 日

NO. _____

吾妻小学校様

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

金額

¥ 1,500.00

上記の金額正に領収いたしました

ほたてや茶房様

収 入
印 紙

内消費税

換 算

個・小・手

株式会社

茨城県つくば市

TEL

FAX

納品書兼請求書

登録番号

有限会社

2025年6月10日

代表取締役

茨城県牛久市

TEL

FAX

吾妻小学校

様

伝票No. 69893

(000033-1)

<領品先>

商品コード	品 名 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
1 184 90	画用紙 八切 厚口100枚 (10%)	1		1400	1400
2 033 81	色画用紙 八切 ひまわり 6枚 (10%)	1		101	101
3					
4					
5					
6	内税10%対象額 1,501円 税額 136円				
計					1501

先生

2-319034

領 収 書

登録番号

有限会社

2025年6月18日

代表取締役

茨城県牛久市

TEL

FAX

吾妻小学校

様

伝票No. 69893

(000033-1)

<領品先>

商品コード	品 名 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
1 184 90	画用紙 八切 厚口100枚 (10%)	1		1400	1400
2 033 81	色画用紙 八切 ひまわり 6枚 (10%)	1		101	101
3					
4					
5					
6	内税10%対象額 1,501円 税額 136円				
計					1501

先生

2-319034

2025-06-18

メニュー表

⑦

1/6

ホタルスライム



100円

カラススライム



50円

*全額ホタル池の
環境整備にあてます。

— X — 表 —

○ホタルスライム

⑦

100円

$\frac{2}{6}$

○カラースライム

50円

*

全客員寸法などの

寸法は、おおよそにのみ（上）

メニュー表

訂7

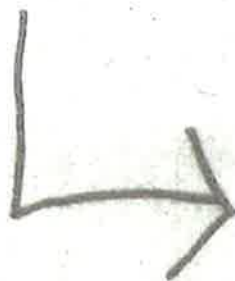
3/6

ホタルスライム



100円

カースライム



50円

※ 全客員ホタル池の
環境整備にあてます。

メニュー表

・ホタルスライム

↳ 100 円

・カラススライム

↳ 50 円

証7

4/6

※全額 ホタル池の
環境整備にあてます。

メニュー表

ホタルスライム

ホタルのように
光るよ!!



100

円

⑦証

5/6

50

円

※ ^{ぜんがく}全額 ホタル池の
^{かんきょうせいび}環境整備にあてます。

メニュー表

ホタルスライム

100円

⑦

カラススライム

6/6

※全額 ホタル池の
環境整備にあてます。

学校ニュース - 2024年6月11日(火曜日)



0611 子供達のアイデア満載！ホタル祭り

ホタル観賞後は、スライムもどうぞ！環境委員会の子供達のアイデアです。さあ、自分達の考えた方法で、ホタル池ルールメイキングの資金は集まるのでしょうか？（複数の写真があります！）



カテゴリー

学校からのお知らせ

更新日

2024年6月11日

証 8

1/7

この写しは、情報公開
により交付された物
である。つくば市



0611 今日からホタル祭りです！当番の子は18時～20時◎開場は21時まで！

環境委員会の子供達中心に準備やホタル育成に力を入れてきました。おやじの会も支えてくださっています。18時から20時まで、職員室脇でホタル観賞会があります。また、子供達の発案で、光るスライムも作成・販売します。1個100円で販売！**収益は、ホタル池整備にあてるとのこと。**朝、ホタル池担当の先生が、青い顔で相談しに来ました。「スライムに入れる光るものが届きません！」届くか届かないか、やきもきしていました。もしかしたら、普通のスライムになるかもしれません。親子で気を付けていらしてくださいね！

今年は、先生方もコミュニティステッププロジェクトで、3つの区分があります。今日、**参加する職員は「ホタル池プロジェクト」メンバーです！**

カテゴリ

学校からのお知らせ

更新日

2024年6月11日

証8

3/7

この写しは、情報公開
により交付された物
である。つくば市



0614 来週は、ホタル祭り&古本市も～光るスライムゲットできるかな？～

ポスターステキです。ありがとうございます！来週、月曜日から水曜日までです。はっぱのうちの古本市が、今年があります。ホタルがはっぱの上にいるのも、うなずけますね。ホタルの生態について説明するホタルガイドの役の子供達もいます。スライムの収益は、ホタル池の環境整備費として、有効に使います。ぜひ、親子でいらしてください。

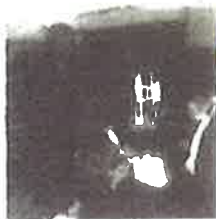
カテゴリ 学校からのお知らせ

更新日 2025年6月14日

証8

3/7

この写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市



0614 のべ1,000人を越えた！！ホタル祭りに思うこと★

私も、教頭先生と教務の先生にお土産で渡そうと、スライムを作りました！！3日間で1000人をこえる人達が、参加してくれました。また、環境委員会の子供達がスライムをはたるにちなんで「光るスライム」として売るというアイデアを出し、**売り上げ金も5万円を超えました。**これで、**ホタル池の整備にあてる**ことができます。中学生が来て、私に言いました。「ホタル池ルールメイキングは、まだ続いていますか？」「福祉委員会の子は、まだ募金続けていますか？」そうなんです。中学生は、6年生の時に行った委員会のお仕事が大好きでした。大丈夫！！みんなバトンはつながっていますよ。それも、アイデアをどんどん広げてくれています。

業間休みに、環境委員会の子供達から、いろいろな感想が聞けました。「思っていた以上に、人が来てくれました。」「お金を募金してくれた人もいて、感謝の気持ちでいっぱいです。」「中学生が来てくれて、手伝ってくれて、本当に嬉しかったです。」「スライムは、科学フェスティバルの時からずっと大人気で、その流れもあってよかったです。」「自分達で考えたことができて、本当に良かったです。」「

幸せメイキングとは、子供に寄り添い、子供が自走できるよう支援していくことだと感じます。お越しくださった皆様、ホタル祭りを盛り上げてくださった皆様、本当にお世話になりました！（複数の写真、あります！）



5.html



証 8

4/7

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

吾妻っ子



7月号
つくば市立吾妻小学校
令和6年7月2日

いざ鎌倉へ！6年生修学旅行

「絆を深め合う、社会への第一歩」のスローガンのもと、6年生は6月20日、21日の2日間、鎌倉方面への修学旅行に行きました。「約束ごと」や「班別研修の行程」なども自分たちで話し合い、決定して臨みました。道中、予定通りに進まなくても班員で相談し、解決しながら柔軟に対応する姿には頼もしさが感じられました。帰校時には「もう一度みんなと行きたいな。」「最高の二日間だったね。」など、充実した表情でつぶやく姿があちらこちらで見られました。



深まる、絆！5年生宿泊学習

6月4日、5日の2日間、5年生は、さしま少年自然の家への宿泊学習に行きました。自然に囲まれた環境での二日間の共同生活。学校では決して得ることができない、貴重な体験を積むことができました。帰校後の振り返りシートからは、「二日間、みんなと過ごして、絆を深めることができた。」「失敗しながら何度も試して、火を起こすことができてうれしかった。」など、充実した時間を通して、一回りも二回りも成長する様子がうかがえました。



ホタルまつりが開催されました

6月11日(火)～13日(木)の3日間、ホタルまつりが開催されました。日が沈むと、ホタル池の脇にセッティングされた「ホタルの館」の中で、何匹ものホタルが、命の灯を光らせていました。その幻想的な姿を、息をひそめながらじっと見つめる姿が印象的でした。また、会場では、「ホタル博士」や「ホタルスライム作り」など、環境委員会やボランティアの小・中学生が、ホタルまつりを大いに盛り上げ、運営を支えてくれました。3日間、大盛況のホタルスライムづくりでは、56,501円もの収益がありました。これらは、吾妻小学校の環境整備費として大切にに使わせていただきます。

ホタルまつりの開催に向けては、ホタルの生育管理、会場設営や片付け、運営等、たくさんの方々のご尽力を賜りました。この場を借りて、深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

この写しは、情報公開
により交付された物



0319 ホタル池の看板

これは、ホタル池の看板です。写真のイラストが選ばれました。ホタル祭りの収益金で、看板を作ってホタル池の環境を守りたいという子供の発想が素敵です。ホタル池をめぐる、様々な対話をしたせいか、環境に気が付き、生き物に興味をもつ子供が増えました。環境委員会の子供達が繰り広げるアイデアが素晴らしい。いつも子供達に任せています。ルールメイカーが多くなってきて、頼もしい限りです。

カテゴリ

学校からのお知らせ

更新日

2025年3月19日

7/7

7/7

令和四年法律第百五号

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 寄附の不当な勧誘の防止
 - 第一節 配慮義務（第三条）
 - 第二節 禁止行為（第四条・第五条）
 - 第三節 違反に対する措置等（第六条・第七条）
- 第三章 寄附の意思表示の取消し等（第八条―第十条）
- 第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援（第十一条）
- 第五章 雑則（第十二条―第十五条）
- 第六章 罰則（第十六条―第十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）とあわせて、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）と法人等との間で締結される次に掲げる契約
 - イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約（当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。口において同じ。）
 - ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約
- 二 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

第二章 寄附の不当な勧誘の防止

第一節 配慮義務

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

- 一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
- 二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
- 三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

第二節 禁止行為

（寄附の勧誘に関する禁止行為）

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

- 一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。
- 三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。
- 四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。
- 五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- 六 当該個人に対し、虚感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

（借入れ等による資金調達のための要求の禁止）

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

- 一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地
- 二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であって、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）

第三節 違反に対する措置等

（配慮義務の遵守に係る勧告等）

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

証 9

1/3

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。
(禁止行為に係る報告、勧告等)

第七条 内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第三章 寄附の意思表示の取消し等

(寄附の意思表示の取消し)

第八条 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して第四条各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示（以下「寄附の意思表示」と総称する。）をしたときは、当該寄附の意思表示（当該寄附が消費者契約（消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。第十条第一項第二号において同じ。）に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。）を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による寄附の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。
- 3 前二項の規定は、法人等が第三者に対し、当該法人等と個人との間における寄附について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において「受託者等」という。）が個人に対して第一項に規定する行為をした場合について準用する。
- 4 寄附に係る個人の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下この項において同じ。）、法人等の代理人及び受託者等の代理人は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、それぞれ個人、法人等及び受託者等とみなす。

(取消権の行使期間)

第九条 前条第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間（第四条第六号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、三年間）行わないときは、時効によって消滅する。寄附の意思表示をした時から五年（同号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、十年）を経過したときも、同様とする。

(扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例)

第十条 法人等に寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。）をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

- 一 第八条第一項の規定による取消権
- 二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項（第一号から第四号まで、第六号又は第八号に係る部分に限る。）（同法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による取消権
- 三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権
- 2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第四百二十三条の三前段の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができる。
- 3 前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならない。
- 4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権をいう。
 - 一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
 - 二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
 - 三 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務
 - 四 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援

第十一条 国は、前条第一項各号に掲げる権利を有する者又は同項若しくは民法第四百二十三条第一項本文の規定によりこれらの権利を行使することができる者が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

第五章 雑則

(運用上の配慮)

第十二条 この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第三節及び前条の規定による権限（同条の規定による権限にあつては、国務大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

(命令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第十六条 第七条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、**一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

第十七条 第七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、**五十万円以下の罰金に処する。**

第十八条 法人等の代表者若しくは管理人又は法人等の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第八条（第四条第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の施行の日

二 第五条、第二章第三節及び第六章の規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後にされる寄附の意思表示（第四条第三号及び第四号に掲げる行為により困惑したことを理由とするものにあつては、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表示）について適用する。

第三条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行日の前日までの間における第十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「から第四号まで、第六号又は第八号」とあるのは、「第二号、第四号又は第六号」とする。

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第十六条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和六年五月二四日法律第三三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

証9

3/3

様式第2号（第6条関係）

行政文書開示決定通知書

つくば市小第31号

令和7年（2025年）8月8日

様

つくば市教育委員会教育長

令和7年（2025年）6月18日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	学校への寄付に係る受領手続きについて							
開示の実施の方法	用紙に出力したものの交付（送付による交付）							
開示を実施することができる日時及び場所	日	時	年	月	日	午前・午後	時	分
	場	所						
担当課	つくば市立吾妻小学校 電話番号 029 - 851-7101							

（注）1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

証10

2025.8.15 FR / 窓口受取

1/3

01/10

2/3

令和5年度

学校への寄附に係る 受領手続きについて ～地域やPTAからの寄附～

令和5年度教頭及び学校事務担当者研修会

令和5年(2023年)4月24日(月)

教育総務課



3/3

2 物品の寄附手続きについて

手順1 物品の寄附による受領の意向決定

- 各学校において、地域団体や企業、PTAなどから物品の寄附の相談を受けた場合は、実際に物品を受け取る前に、当該物品が寄附を受けることが可能な物品かどうか御確認ください
御不明な場合には教育総務課までご相談ください

○確認のポイント

- ・現金や不動産は直接学校が寄附として受け取ることはできません
- ・学校教育活動に資するもの以外は受け取ることができません
- PTA会議室用のフットマッサージャーなどはNG
- ・学校の建物維持及び修繕に係るものは寄附として受け取ることができません
- 既存のものよりグレードが上がる等、市の基準以上のものであれば可能

「学校徴収金取扱要項」も参考にしてください

証 11

95

様式第4号（第6条関係）

行政文書不開示決定通知書

つくば市教育委員会教育長 7つくば吾小第33号

令和7年（2025年）8月8日

様

様

つくば市教育委員会教育長

令和7年（2025年）6月18日付けで開示請求のあった次の行政文書については、
公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は 請求に係る行政文書の 内容	吾妻小学校が学校を拠点として活動する事を許可する根拠となる、 学校と密接な関係にある団体について、吾妻小学校が保有しているホ タル池に係わる経費を預かる会計書類・決算書類を含む全ての文書
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 請求に該当する文書が存在しないため
担当課	つくば市立吾妻小学校 電話番号 029-851-7101

2025.8.15 FRI 窓口受取

送信者: つくば市 教育総務課 <edc010@city.tsukuba.lg.jp>

受信者: [REDACTED]

日付: Fri, 25 Jul 2025 15:11:31

件名: 【つくば市教育総務課】 7月13日にメールにてお問い合わせ
わけいただいた件について

①/2

1/1

様

いただいたお問い合わせに関して回答いたします。

吾妻中学校に関する件につきましては、既に学び推進課とやり取りをいただいているかと思いま
す。吾妻中学校への指導助言等、個別の対応については、既に学び推進課で行っており、当課か
らお答えできることがございません。

しかしながら、**学校徴収金に関する問題については、吾妻中学校のみならず、つくば市内の公立
学校全体において、教育局が一体となって問題意識を持って取り組むべき状況であると認識して
おります。**

前回の回答の繰り返しとなりますが、吾妻中学校のみならず、つくば市の学校内において、教育
局や市P連のガイドラインの内容を遵守し、**各学校長が各学校で設定した学校徴収金に関する説明
責任を果たせるような運用となるよう、教育局一体となり、各学校に一層働きかけるとともに、
学校徴収金のあり方についても教育局全体での検討が必要と考えております。**

あわせて、各学校の学校運営が立ち行かなくならないよう、公費で賄うべき必要なものを適切に
公費で対応できるよう、**学校予算配当を担当する課と連携して現状のやり方の見直しと今後の方
策を検討することが必要と考えております。**

今すぐには[REDACTED]様の求める回答ができないことは心苦しい限りですが、教育総務課や学び推進課
だけで対応し切れることではないため、教育局内各課にも問題意識を共有し、改善に向けて進め
ていきたいと考えておりますので、御理解をいただけますと幸いです。

つくば市教育局 教育総務課

担当: [REDACTED]

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園1-1-1

TEL: 029-883-1111 (代表)

内線: 4610

FAX: 029-868-7608

E-Mail: edc010@city.tsukuba.lg.jp

この写しは、個人情報の
自己開示により交付さ
れた物である。つくば市

From: [REDACTED]

To: つくば市 教育総務課 <edc010@city.tsukuba.lg.jp>

Date: Sun, 13 Jul 2025 15:24:56

Subject: Re: 【つくば市教育総務課】 6月27日にメールにてお問い合わせいただいた件について

===== メール無害化システム情報 =====

メールの返信、転送時にはメール無害化システム情報を削除してください。

教育総務課 [REDACTED]様